

流山市自由通路等有料広告事業に関する簡易プロポーザルコンペ仕様書
流山市自由通路等有料広告事業に関する簡易プロポーザルコンペ仕様書

令和 2 年 1 月 29 日

流山市では、施設の有効活用、市の多様な情報発信を目的として、公共施設等を活用した広告事業を展開しています。

流山市自由通路等有料広告事業（以下「本事業」という。）は、流山おおたかの森駅自由通路構内及び南流山駅前公園内に、事業者のノウハウを活かした有料広告を設置することにより、歳入の確保と情報サービスの向上を図るものです。

本募集の目的は、民間事業者から優れたノウハウを活かした企画・広告主の募集活動・広告の設置・維持管理から撤去に至るまでの一連の提案を受けるために公募を行い、本市にとって歳入額を含めて、最も優れていると考えられる応募者を選定することにあります。

最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、プロポーザル提案の内容を基に本市との間で契約の締結に向けた詳細協議を行い、合意に至った場合に契約事業者（以下「事業者」という。）として本市と契約を締結し、本事業を実施します。

ただし、本事業は解除条件付きの募集であり、本市との協議が合意に至らない等により、本事業が実施できなくなった場合には、本件は提案を募集したことに留まり事業化はされないこととなります。

■ 1. 事業名称 流山市自由通路等有料広告事業

■ 2. 事業場所

流山おおたかの森駅自由通路	流山市おおたかの森東 1 丁目 1 番地の 1
南流山駅前公園	流山市南流山 2 丁目 1

■ 3. 契約期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

■ 4. 事業内容

優先交渉権者は、次に掲げる業務を実施するものとします。

- (1) 企画提案書に基づき本市との協議し、契約を締結して事業者となること。
- (2) 広告主の募集活動を行うこと。
- (3) 広告媒体の導入から維持管理、撤去に至る一連の費用を調達すること。
- (4) 設置した広告媒体の維持管理を行うこと。
- (5) 契約期間の満了時、契約期間中に広告媒体の撤去が必要となったとき、または契約が破棄されたときは、速やかに広告媒体を撤去し、現況復旧すること。
- (6) 契約に基づく広告料を本市に納入すること。

■ 5. 法令、基準等の遵守

本事業に関する提案及び実施にあたっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、流山市財務規則（昭和 61 年規則第 12 号）、流山市広告掲出要綱（平成 21 年告示第 53 号）、流山市印刷物等有料広告掲載取扱要綱（平成 16 年告示第 12 号）をはじめ、関連法令や基準等を遵守してください。

■ 6. 最低納入金額及び納入方法

- (1) 本事業における最低納入金額は、年 2,000,000 円以上（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）とします。
- (2) 納入方法は、別途発行する納入通知書により年 2 回、指定期日までに納入してください。

■ 7. 事業スケジュール

仕様書等の公表	令和 2 年 1 月 29 日
質問の受付	令和 2 年 1 月 29 日～2 月 4 日
質問の回答（ホームページへ掲載）	令和 2 年 2 月 7 日
企画提案書の受付	令和 2 年 2 月 19 日～2 月 21 日
優先交渉権者の決定	令和 2 年 2 月下旬
本市との協議・契約の締結	令和 2 年 2 月下旬～3 月下旬
広告媒体の設置・庁舎案内板等の更新	令和 2 年 4 月 1 日～ 準備が整ったものから順次設置
広告媒体等の維持管理	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
広告媒体の撤去	令和 7 年 3 月 31 日

■ 8. 広告媒体等に関する条件及び配慮事項

- (1) 流山おおたかの森駅自由通路構内及び南流山駅前公園内での広告媒体の種類、数量及び設置場所については、別紙 1、2 のとおりとすること。
- (2) 南流山駅前公園内のデジタルサイネージのみ、パンフレットを収納できるラックが備え付けられたデジタルサイネージとすること。
- (3) 流山おおたかの森駅自由通路構内及び南流山駅前公園内に現状設置されているデジタルサイネージおよびポスター掲示スペースは、市民への情報発信媒体として市民サービス向上につながっていることから、これらの媒体については現状のサービスレベル（サイネージのサイズ、内容等）と同等以上で設置することを必須とするが、詳細については市と協議すること。また、デジタルサイネージについては、可能な範囲で市の行政情報を掲載できるよう配慮すること。
- (4) 広告媒体の種類、数量ごとに本市へ納入する広告料の算出根拠を明確にすること。

※企画提案書「様式 2-2」

- (5) 流山おおたかの森駅自由通路構内柱巻き広告についての広告物に対する規制は、流山市広告物条例第3種規制地域の共通基準に準拠すること。
- (6) 電気代が発生する広告媒体については、電気代相当分の算出方法を明確にしたうえで、本市もしくは直接電力会社へ相当額を納入すること。
- (7) 契約日以降に事業者が新たな広告媒体を設置しようとするときは、その広告媒体の種類・数量・仕様や市へ納入する広告料を提示のうえ、本市との協議が整った場合に追加設置を可能とします。

■ 9. 応募条件

- (1) 本事業に関する一連の業務の遂行が可能であること。
- (2) 過去5年間に国、県、市区町村において広告代理または掲出業務の実績があること。
- (3) 本仕様書公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができません。
 - ア 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、または流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けている者。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
 - ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、または本事業の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。
 - オ 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
 - カ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
 - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
 - ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
 - ケ 企画提案書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。
 - コ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

■ 10. 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い・著作権

流山市自由通路等有料広告事業に関する簡易プロポーザルコンペ仕様書

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は本事業の提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。なお、応募者が事業者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとします。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとします。

(4) 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

(5) 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1 つの提案しか行うことができません。

(6) 市内事業者等の広告の積極的活用

可能な範囲で市内の事業者等の広告を積極的に掲出するよう配慮してください。

(7) 提出書類の変更禁止

いったん提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではありません。

(8) 虚偽の記載の禁止

企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とします。

■ 1 1. 業者選定方法

(1) 参加者は、「■ 1 2. 企画提案時提出書類」に記す企画提案書を作成のうえ、令和 2 年 2 月 19 日から令和 2 年 2 月 21 日までに 3 部（正本 1 部、副本 2 部）を事務局に持参または郵送で提出すること。なお、受付時間は各日とも午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。

※郵送の場合は、2 月 21 日午後 5 時必着

(2) 事務局は、企画提案書の内容について、「■ 1 5. 採点基準」に定める採点基準に則り審査します。なお、1 者の場合であっても 87 点以上の提案であれば有効提案とします。

(3) 選考結果は各社に文書で通知するものとします。

(4) 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

(5) 審査結果は、本市のホームページで公表します。

(6) 審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切回答しません。

(7) 事業者に決定した者が契約を締結しないとき、または契約交渉が不調におわつたと

きは、次選の事業者と交渉し、契約を締結します。

- (8) 事業者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約締結後に途中で契約を解約したときは、その事実があった日から3年間は、市が有料広告事業を行う際の参加資格を失うものとします。

■ 1 2. 企画提案時提出書類

次の提出書類を A4 縦長ファイルに綴じたものを提出してください。

- (1) 提案者の会社概要 (様式 1-1)
- (2) 実績一覧 (様式 1-2)
- (3) 提案金額 (様式 2-1) (様式 2-2)
- (4) 広告媒体の内訳書 (様式 2-2)
- (5) 本業務に関する + α の提案 (様式 3)
- (6) 関係書類
 - ア 印鑑証明書 (受付日前 3 か月以内に発行されたもの)
 - イ 商業登記簿謄本 (受付日前 3 か月以内に発行されたもの)
 - ウ 納税証明書
 - エ 財務諸表 (最新決算年度のもの、写し可)

ただし、(6) については、本市有資格者名簿に記載されている場合は添付不要です。

■ 1 3. 質問の方法

令和 2 年 2 月 4 日 (午後 5 時必着) までに、任意様式によりメール又は郵送により事務局へ提出してください。

なお、各社の質問は 1 回限りとし、質問の回答は、令和 2 年 2 月 7 日までに、「■ 1 4. 事務局」に記す本市ホームページに掲載します。

■ 1 4. 事務局

流山市 総合政策部 マーケティング課

住所：〒270-0192 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

TEL：04-7150-6308

mail：market@city.nagareyama.chiba.jp

HP：http://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/1009951/1009954/1024214.html

■ 1 5. 採点基準

- (1) 価格点 配点 85 点
- 価格点 = (提案の金額 ÷ 最高の提案金額) × 配点 (85 点)
- 小数点以下切り捨てとします。

- (2) 実績等 配点 15 点

ア 実績 10 点

流山市自由通路等有料広告事業に関する簡易プロポーザルコンペ仕様書

過去5年間に国、県、市区町村において、有料広告事業の実績に応じて、次に掲げる区分の点数を加算します。※実績数については、契約数ではなく、事業を実施している駅や施設等の数とすること（例：1契約で2駅の広告事業を実施している場合は、2件とカウントします）。

実績	配点
51件以上	10
21～50件	8
11～20件	6
6～10件	4
1～5件	2
0件	0

イ + α の提案 5点

本仕様書に記載されている事業内容以外に、事業者のノウハウを活用した+ α の提案があれば、提案1件につき1点（最高5点）を加算します。